

仙台市コンプライアンス推進委員会設置要綱

(平成 27 年 4 月 21 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市におけるコンプライアンス推進のために必要な施策について、機動的かつ迅速に企画立案するため、仙台市コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 過去の不祥事事例の分析・検証、職員の意識調査等を通じた、本市のコンプライアンスに関する課題の抽出及び対策の立案に関すること
- (2) コンプライアンスに関する職員の意識の醸成及び浸透のための、実践的な取組の企画及び検討に関すること
- (3) コンプライアンスを組織的かつ継続的に実践し、実効性を確保するための仕組みの構築に関すること
- (4) コンプライアンス・リスク発生時における原因分析及び再発防止策の検討に関すること
- (5) コンプライアンス推進計画の策定に関すること
- (6) その他コンプライアンス推進に関する必要な施策の企画調整に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は、藤本副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務局長をもって充てる。
- 4 委員は、コンプライアンス推進に関し識見を有する者及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2 年（本市の職員である委員にあつては、任命した日の属する年度の末日まで）とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じ委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員等の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(資料提出その他の協力)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の円滑な運営を図るために必要な事項について、調査・協議を行う。

3 幹事会は、総務局総務部長、総務局コンプライアンス推進担当課長、行政経営課長、人事課長及び職員研修所長その他総務局長が指定する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から実施する。

附 則（平成28年4月改正）

この改正は、平成28年4月12日から実施する。

附 則（平成29年4月改正）

この改正は、平成29年4月11日から実施する。

附 則（平成30年7月改正）

この改正は、平成30年7月5日から実施する。

附 則（平成31年3月改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月改正）

この改正は、令和元年5月10日から実施する。

附 則（令和2年6月改正）

この改正は、令和2年6月15日から実施する。